



(仮称)柏市こども計画について

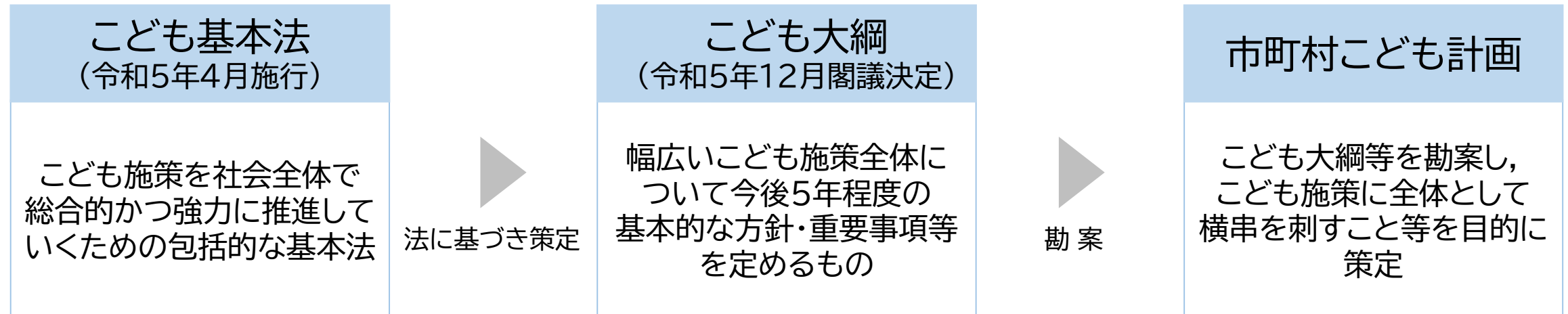
令和7年度第1回 柏市子ども・子育て会議

こども計画策定の目的



1 国の動向

全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である“こどもまんなか社会”の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱を策定



こども計画策定の目的



2 策定の方針

こども・子育てに関する個別計画をこども計画にまとめつつ、その他関連する計画等についても整理・体系化することで、柏市がこどもや若者等に対して、どのような施策をおこなっているか、全体を俯瞰して把握できることを目的に、国のこども大綱等を勘案しながら策定を進める

3 位置付け

柏市第六次総合計画を上位計画とし、医療、保健、福祉、教育等の分野と連携を図りながら、こども・若者等に対する施策について、切れ目のない支援を提供するための総合的な計画

4 計画期間

令和8年度～令和11年度(4年間)

5 計画の対象

全てのこども・若者及び子育て当事者

計画策定スケジュール



	2025									2026		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議				● 諮 問			● 素案提示		● パブコメ案 提示		● パブコメ 及び こども・若者 意見の共有	● 答 申
意見聴取						こども・若者からの意見聴取					● パブリック コメント	
策定作業		● 庁内 検討会議				● 庁内 検討会議 及び 素案作成		● 会議の審議 を踏まえ パブコメ案を 作成				
	教育委員会等との関係部署と協議											

概要

子ども・子育て支援法第72条第1項により、地方版子ども・子育て会議として平成25年6月に設置

子ども・子育て支援法第72条(抜粋)

① 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。



今回諮問する“(仮称)柏市こども計画”は、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号の規定により審議を行うこととなります。